

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

平成25年7月11日

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

1 調達内容

(1) 調達件名及び予定数量

個人情報書類等の収集運搬・処分業務委託	個人情報書類	約 2,000 k g
	被保険者証等	約 400 k g

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 履行期限

平成26年2月28日（金）

(4) 履行場所

全国健康保険協会船員保険部
東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階

(5) 見積競争方法

契約は各廃棄物1k gあたりの単価契約とする。

見積金額は①個人情報書類1k gあたりの処分単価（税抜）（運搬作業その他処分に必要な全ての費用を含む）、②被保険者証等1k gあたりの収集運搬作業単価（税抜）にそれぞれの予定数量を乗じた金額の合計を内訳も含めて記載すること。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

2 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出先及び仕様書配付場所

〒102-8575 東京都千代田区九段北4-2-1
全国健康保険協会経理グループ 担当 中澤 尚弘
電話（直通） 03-5212-8214
（仕様書はホームページ上でダウンロード可）

(2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

全国健康保険協会 船員保険部船員保険企画グループ
担当 一柳 電話 03-6862-3061

(3) 見積書提出期限

日 時 平成25年7月19日（金） 午前11時00分

※郵送の場合も上記日時までに必着とする。

3 その他

(1) ①の業務については、平成25年10月と平成26年2月の2回に分けて実施するこ

とも踏まえ、見積金額を算出すること。

- (2) 見積書には事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会宛て提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (3) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (4) 見積書提出時にプライバシーマーク、ISMS、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 のうち、いずれかの認証を取得していることを証する書類を提出すること。
- (5) 見積結果は当協会受付前に掲示する。(※決定業者のみ別途連絡する。)

個人情報書類等の収集運搬・処分業務委託仕様書

1. 業務内容

- (1) 個人情報を含む廃棄文書（以下「廃棄文書」という。）及び使用済みの被保険者証カード及び印字リボン（以下「被保険者証等」という。）を収集して搬出する。
- (2) 廃棄文書については、処分場に搬入して溶解処分するとともに、処理施設作成の溶解証明書を提出する。
- (3) 被保険者証等については、別途指示する場所（東京都近郊1箇所を予定）まで運搬し、協会と契約する処理業者に搬入する。

2. 廃棄文書等の量

- (1) 廃棄文書
ダンボール箱詰め 約 1,000 kg×2 回
- (2) 被保険者証等（廃プラスチック等の産業廃棄物）
ダンボール箱詰め 約 400kg×1 回

※上記数量については予定数であり、実際の数量については異議を唱えることはできない。

3. 搬出場所及び設備等

- (1) 搬出場所
〒102-8016
東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 14 階
全国健康保険協会船員保険部事務室
- (2) 設備等
 - ① 使用可能エレベータ：人荷用 1 基（輸送能力 1,350kg）
 - ② 地下駐車場入口の高さ制限：3.1m

4. 搬出作業

- (1) 協会職員立ち会いのもと、指定するダンボール箱のみ搬出すること。
- (2) 書庫内、事務室内及び共有フロアの設備を損傷・破損させないように注意すること。
- (3) 台車など搬出作業等に要する器具等は受託者が準備すること。

5. 作業実施日及び事前届出

(1) 作業実施日

作業は、平日（9時から17時まで）に行うものとし、協会担当者と協議のうえ作業日を決定する。なお、履行期限は以下のとおり。

- ① 第1回目：平成25年10月末日
- ② 第2回目：平成26年2月末日

(2) 被保険者証処分業者への搬入日

(1)②と同じ。

※(1)①については、被保険者証等の収集、搬出、運搬及び協会と契約する処理業者への搬入は行わない。

(3) 届出書類の作成

作業予定日の1週間前までに船員保険部担当者を通じ、ビルの管理者あて作業届を提出すること。

6. 委託条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守し、適正に処分できる能力を有する者であること。
- (2) プライバシーマーク、ISMS、ISO/IEC27001:2005、JISQ27001:2006 認証のうち、いずれか1つを取得している事業者であること。

7. その他

本仕様書に定めない事項は、双方協議のうえ決定するものとする。